

積算基準〔4 下水道〕（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁	現 行	改 定（平成29年4月30日以降適用）
第2編 ポンプ場・ 処理場 ポンプ場・ 処理場施設 (機械設備) 編 II 下水道 事業に おける 機械設備 請負工事 工事費 積算基準の 運用 1 工事原価 1-2 据付工事 原価 1-2-1 直接工事費 P46	46 ポンプ場・処理場施設（機械設備）編 2) 仮設費率に含まれる内容は、次のとおりとする。 ① 据付け工事に必要な標準的な作業用足場（手摺先行型枠組足場等） ② 機器等の現場内運搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用 ③ 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置、配線、補修、解体等に要する費用 ④ 仮設水道の設置、配管、解体等に要する費用 3) 仮設費で、積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。 なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。 ① ポンプ井、沈殿池等における仮排水設備の設置、運転、補修、解体等に要する費用 ② 仮道、仮橋、現場補修、支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用 ③ ポンプ井、沈砂池等（池深さ5m以上）、深槽反応タンク、円形沈殿池（重力濃縮槽含む）、汚泥消化タンク内部での機器の据付け工事等に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用 ④ 高さ5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊建築物の据付け工事に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用 ⑤ その他、工事施工上必要な仮設物の設置等に要する費用 1-2-2 間接工事費 (1) 共通仮設費 共通仮設費の算定は、率計算による額と各費目ごとに必要な積み上げ積算による額とを加算して行う。 積み上げ積算による部分は、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げる。 なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。 1) 費用の算定 ① 共通仮設費＝共通仮設費対象額×共通仮設費率＋積み上げ積算 ② 共通仮設費対象額は、「直接工事費」、「事業損失防止施設費」の合計額とする。 ③ 共通仮設費率は（式-5）による。 $Y = 2,858.52X^{-0.2098} \dots \dots \dots \text{（式-5）}$ Y：共通仮設費率〔%〕（算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。） X：共通仮設費対象額〔円〕 ただし、上下限の率は次による。 $X \leq 1,000,000 \text{ [円]} \text{ は } Y = 68.76 \text{ [％]}$ $X > 500,000,000 \text{ [円]} \text{ は } Y = 12.86 \text{ [％]}$ 2) 運搬費 ① 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。 ア 建設機械の自走による運搬 イ 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出 ウ 質量20t未満の機材等（足場材等）の搬入、搬出 エ トラッククレーン油圧式60t以下の分解・組立及び輸送に要する費用 オ 建設機械等の日々回送に要する費用 カ 建設機械、機材等（足場材等）及び機器・材料の現場内小運搬 ② 積み上げ積算による運搬費は、次のとおりとする。 ア 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬（トラッククレーン油圧式60t以下を除く。） イ 仮設材等（覆工板等）の運搬 ウ その他、工事施工上必要な運搬等に要する費用	46 ポンプ場・処理場施設（機械設備）編 2) 仮設費率に含まれる内容は、次のとおりとする。 ① 据付け工事に必要な標準的な作業用足場（手摺先行型枠組足場等） ② 機器等の現場内運搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用 ③ 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置、配線、補修、解体等に要する費用 ④ 仮設水道の設置、配管、解体等に要する費用 3) 仮設費で、積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。 なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。 ① ポンプ井、沈殿池等における仮排水設備の設置、運転、補修、解体等に要する費用 ② 仮道、仮橋、現場補修、支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用 ③ ポンプ井、沈砂池等（池深さ5m以上）、深槽反応タンク、円形沈殿池（重力濃縮槽含む）、汚泥消化タンク内部での機器の据付け工事等に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用 ④ 高さ5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊建築物の据付け工事に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用 ⑤ 交通誘導警備員及び建設機械等の誘導員等の交通管理に要する費用 ⑥ その他、工事施工上必要な仮設物の設置等に要する費用 1-2-2 間接工事費 (1) 共通仮設費 共通仮設費の算定は、率計算による額と各費目ごとに必要な積み上げ積算による額とを加算して行う。 積み上げ積算による部分は、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げる。 なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。 1) 費用の算定 ① 共通仮設費＝共通仮設費対象額×共通仮設費率＋積み上げ積算 ② 共通仮設費対象額は、「直接工事費」、「事業損失防止施設費」の合計額とする。 ③ 共通仮設費率は（式-5）による。 $Y = 2,858.52X^{-0.2098} \dots \dots \dots \text{（式-5）}$ Y：共通仮設費率〔%〕（算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。） X：共通仮設費対象額〔円〕 ただし、上下限の率は次による。 $X \leq 1,000,000 \text{ [円]} \text{ は } Y = 68.76 \text{ [％]}$ $X > 500,000,000 \text{ [円]} \text{ は } Y = 12.86 \text{ [％]}$ 2) 運搬費 ① 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。 ア 建設機械の自走による運搬 イ 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出 ウ 質量20t未満の機材等（足場材等）の搬入、搬出 エ トラッククレーン油圧式60t以下の分解・組立及び輸送に要する費用 オ 建設機械等の日々回送に要する費用 カ 建設機械、機材等（足場材等）及び機器・材料の現場内小運搬 ② 積み上げ積算による運搬費は、次のとおりとする。 ア 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬（トラッククレーン油圧式60t以下を除く。） イ 仮設材等（覆工板等）の運搬 ウ その他、工事施工上必要な運搬等に要する費用

積算基準〔4 下水道〕（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁	現 行	改 定（平成29年4月30日以降適用）
<p>第2編 ポンプ場・ 処理場</p> <p>ポンプ場・ 処理場施設 (機械設備) 編</p> <p>II 下水道 事業に おける 機械設備 請負工事 工事費 積算基準の 運用</p> <p>1 工事原価</p> <p>1-2 据付工事 原価</p> <p>1-2-2 間接工事費</p> <p>P47</p>	<p align="center">II 下水道事業における機械設備請負工事工事費積算基準の運用 47</p> <p>3) 準備費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用</p> <p>イ 完成時の清掃及び跡片付け費用</p> <p>② 積み上げ積算による準備費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等に要する費用</p> <p>イ 工事施工に伴い発生する建設廃棄物等の運搬及び処分要する費用</p> <p>ウ その他、工事施工に必要な準備等に要する費用</p> <p>4) 事業損失防止施設費</p> <p>① 事業損失防止施設費として積み上げ積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮施設の設置、解体及び当該仮施設の維持管理に要する費用</p> <p>イ 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用</p> <p>5) 安全費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</p> <p>イ 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>ウ 安全用品等の費用</p> <p>エ 安全委員会等に要する費用</p> <p>オ 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設等の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</p> <p>カ 酸素欠乏症等の予防に要する費用</p> <p>② 積み上げ積算による安全費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 交通整理員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用 削除</p> <p>イ 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</p> <p>ウ 夜間作業を行う場合における照明に要する費用</p> <p>エ 河川、海岸工事等における救命艇に要する費用</p> <p>オ 粉じん作業の予防に要する費用</p> <p>カ バリケード、転落防止柵、照明、工事標識等のイメージアップに要する費用</p> <p>キ その他、工事施工に必要な安全等に要する費用</p> <p>6) 役務費</p> <p>① 役務費として積み上げ積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事施工に必要な土地の借上げ等に要する費用</p> <p>イ 工事施工及び総合試運転等に要する電力、用水等の基本料金</p> <p>7) 技術管理費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用。</p> <p>イ 据付けにおける品質管理のための試験及び資料作成等に要する費用</p> <p>ウ 据付けにおける出来形管理のための測量、計測及び図面作成に要する費用</p> <p>エ 据付けにおける工程管理のための資料作成等に要する費用</p> <p>オ 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用</p>	<p align="center">II 下水道事業における機械設備請負工事工事費積算基準の運用 47</p> <p>3) 準備費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用</p> <p>イ 完成時の清掃及び跡片付け費用</p> <p>② 積み上げ積算による準備費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等に要する費用</p> <p>イ 工事施工に伴い発生する建設廃棄物等の運搬及び処分要する費用</p> <p>ウ その他、工事施工に必要な準備等に要する費用</p> <p>4) 事業損失防止施設費</p> <p>① 事業損失防止施設費として積み上げ積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮施設の設置、解体及び当該仮施設の維持管理に要する費用</p> <p>イ 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用</p> <p>5) 安全費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</p> <p>イ 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>ウ 安全用品等の費用</p> <p>エ 安全委員会等に要する費用</p> <p>オ 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設等の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</p> <p>カ 酸素欠乏症等の予防に要する費用</p> <p>② 積み上げ積算による安全費は、次のとおりとする。</p> <p>イ 交通整理員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用 </p> <p>イ 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</p> <p>ウ 夜間作業を行う場合における照明に要する費用</p> <p>エ 河川、海岸工事等における救命艇に要する費用</p> <p>オ 粉じん作業の予防に要する費用</p> <p>カ バリケード、転落防止柵、照明、工事標識等のイメージアップに要する費用</p> <p>キ その他、工事施工に必要な安全等に要する費用</p> <p>6) 役務費</p> <p>① 役務費として積み上げ積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事施工に必要な土地の借上げ等に要する費用</p> <p>イ 工事施工及び総合試運転等に要する電力、用水等の基本料金</p> <p>7) 技術管理費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用。</p> <p>イ 据付けにおける品質管理のための試験及び資料作成等に要する費用</p> <p>ウ 据付けにおける出来形管理のための測量、計測及び図面作成に要する費用</p> <p>エ 据付けにおける工程管理のための資料作成等に要する費用</p> <p>オ 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用</p>
	563	563

積算基準〔4 下水道〕（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁	現 行	改 定（平成29年4月30日以降適用）
<p>第2編 ポンプ場・ 処理場</p> <p>ポンプ場・ 処理場施設 (電気設備) 編</p> <p>II 下水道 事業に おける 電気設備 請負工事 工事費 積算基準の 運用</p> <p>1 工事原価</p> <p>2-1 据付工事 原価</p> <p>2-1-1 直接工事費</p> <p>P122</p>	<p>122 ポンプ場・処理場施設（電気設備）編</p> <p align="center">X ≤ 1,000,000 [円] は Y=12.75 [%] X > 200,000,000 [円] は Y=3.80 [%]</p> <p>2) 仮設費率に含まれる内容は、次のとおりとする。</p> <p>① 据付け工事に必要な標準的な作業用足場（手摺先行型枠組足場等）</p> <p>② 機器等の現場内運搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用</p> <p>③ 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置、配線、補修、解体等に要する費用</p> <p>④ 仮設水道の設置、配管、解体等に要する費用</p> <p>3) 仮設費で積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。</p> <p>なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。</p> <p>① ポンプ井、沈殿池等における仮排水設備の設置、運転、補修、解体等に要する費用</p> <p>② 仮道、仮橋、現場補修、支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用</p> <p>③ ポンプ井、沈砂池等（池深さ5m以上）、深槽反応タンク、円形沈殿池（重力濃縮槽含む）、汚泥消化タンク内部での機器の据付け工事等に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用</p> <p>④ 高さ5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊建造物の据付け工事に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用</p> <p>⑤ その他、工事施工上必要な仮設物の設置等に要する費用</p> <p>一部改定</p> <p>2-1-2 間接工事費</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>共通仮設費の算定は、率計算による額と各費目ごとに必要な積み上げ積算による額とを加算して行う。</p> <p>積み上げ積算による部分は、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げる。</p> <p>なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。</p> <p>1) 費用の算定</p> <p>① 共通仮設費＝共通仮設費対象額×共通仮設費率＋積み上げ積算</p> <p>② 共通仮設費対象額は、「直接工事費」、「事業損失防止施設費」の合計額とする。</p> <p>③ 共通仮設費率は、(式-5)による。</p> $Y = 1,581 X^{-0.2574} \quad (\text{式-5})$ <p>Y：共通仮設費率 [%]</p> <p>(算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)</p> <p>X：共通仮設費対象額 [円]</p> <p>ただし、上下限の率は次による。</p> <p>X ≤ 1,000,000 [円] は Y=45.14 [%]</p> <p>X > 200,000,000 [円] は Y=11.54 [%]</p> <p>2) 運搬費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 建設機械の自走による運搬</p> <p>イ 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出</p> <p>ウ 質量20t未満の機材等（足場材等）の搬入、搬出</p> <p>エ トラックレーン油圧式60t以下の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>オ 建設機械等の日々回送に要する費用</p> <p>カ 建設機械、機材等（足場材等）及び機器・材料の現場内小運搬</p> <p>② 積み上げ積算による運搬費は、次のとおりとする。</p>	<p>122 ポンプ場・処理場施設（電気設備）編</p> <p align="center">X ≤ 1,000,000 [円] は Y=12.75 [%] X > 200,000,000 [円] は Y=3.80 [%]</p> <p>2) 仮設費率に含まれる内容は、次のとおりとする。</p> <p>① 据付け工事に必要な標準的な作業用足場（手摺先行型枠組足場等）</p> <p>② 機器等の現場内運搬用の道板、コロ等の設置及び解体等に要する費用</p> <p>③ 据付け工事に必要な仮設電力設備の設置、配線、補修、解体等に要する費用</p> <p>④ 仮設水道の設置、配管、解体等に要する費用</p> <p>3) 仮設費で積み上げ積算によるものは、次のとおりとする。</p> <p>なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。</p> <p>① ポンプ井、沈殿池等における仮排水設備の設置、運転、補修、解体等に要する費用</p> <p>② 仮道、仮橋、現場補修、支保工等据付け工事に必要な仮設物の設置及び解体等に要する費用</p> <p>③ ポンプ井、沈砂池等（池深さ5m以上）、深槽反応タンク、円形沈殿池（重力濃縮槽含む）、汚泥消化タンク内部での機器の据付け工事等に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用</p> <p>④ 高さ5m以上で自立煙突及び鉄塔、水管橋等の特殊建造物の据付け工事に必要な作業用仮組足場（手摺先行型枠組足場等）の組立、解体等に要する費用</p> <p>⑤ 交通誘導警備員及び建設機械等の誘導員等の交通管理に要する費用</p> <p>⑥ その他、工事施工上必要な仮設物の設置等に要する費用</p> <p>2-1-2 間接工事費</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>共通仮設費の算定は、率計算による額と各費目ごとに必要な積み上げ積算による額とを加算して行う。</p> <p>積み上げ積算による部分は、現場条件等を的確に把握することにより必要額を適正に積み上げる。</p> <p>なお、積み上げ計上した場合は、特記仕様書に明示する。</p> <p>1) 費用の算定</p> <p>① 共通仮設費＝共通仮設費対象額×共通仮設費率＋積み上げ積算</p> <p>② 共通仮設費対象額は、「直接工事費」、「事業損失防止施設費」の合計額とする。</p> <p>③ 共通仮設費率は、(式-5)による。</p> $Y = 1,581 X^{-0.2574} \quad (\text{式-5})$ <p>Y：共通仮設費率 [%]</p> <p>(算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)</p> <p>X：共通仮設費対象額 [円]</p> <p>ただし、上下限の率は次による。</p> <p>X ≤ 1,000,000 [円] は Y=45.14 [%]</p> <p>X > 200,000,000 [円] は Y=11.54 [%]</p> <p>2) 運搬費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 建設機械の自走による運搬</p> <p>イ 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出</p> <p>ウ 質量20t未満の機材等（足場材等）の搬入、搬出</p> <p>エ トラックレーン油圧式60t以下の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>オ 建設機械等の日々回送に要する費用</p> <p>カ 建設機械、機材等（足場材等）及び機器・材料の現場内小運搬</p> <p>② 積み上げ積算による運搬費は、次のとおりとする。</p>

積算基準〔4 下水道〕（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁	現 行	改 定 （平成29年4月30日以降適用）
<p>第2編 ポンプ場・ 処理場</p> <p>ポンプ場・ 処理場施設 (電気設備) 編</p> <p>II 下水道 事業に おける 電気設備 請負工事 工事費 積算基準の 運用</p> <p>1 工事原価</p> <p>2-1 掘付工事 原価</p> <p>2-1-2 間接工事費</p> <p>P123</p>	<p align="center">II 下水道事業における電気設備請負工事工事費積算基準の運用 123</p> <p>ア 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬（トラッククレーン油圧式60 t以下を除く。）</p> <p>イ 仮設材等（覆工板等）の運搬</p> <p>ウ その他、工事施工上必要な運搬等に要する費用</p> <p>3) 準備費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用</p> <p>イ 完成時の清掃及び後片付け費用</p> <p>ウ 工事現場全体の整理及び清掃費用</p> <p>② 積み上げ積算による準備費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等に要する費用</p> <p>イ 工事施工に伴い発生する建設廃棄物等の運搬及び処分要する費用</p> <p>ウ その他、工事施工上必要な準備等に要する費用</p> <p>4) 事業損失防止施設費</p> <p>① 事業損失防止施設費として積み上げ積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮施設の設置、解体及び当該仮施設の維持管理等に要する費用</p> <p>イ 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用</p> <p>5) 安全費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</p> <p>イ 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>ウ 安全用品等の費用</p> <p>エ 安全委員会等に要する費用</p> <p>オ 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設等の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</p> <p>カ 酸素欠乏症等の予防に要する費用</p> <p>② 積み上げ積算による安全費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 交通整理員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用</p> <p>イ 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</p> <p>ウ 夜間作業を行う場合における照明に要する費用</p> <p>エ 河川、海岸工事等における救命艇に要する費用</p> <p>オ 粉じん作業の予防に要する費用</p> <p>カ バリケード、転落防止柵、照明、工事標識等のイメージアップに要する費用</p> <p>キ その他、工事施工上必要な安全等に要する費用</p> <p>6) 役務費</p> <p>① 役務費として積み上げ積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事施工上必要な土地の借上げ等に要する費用</p> <p>イ 工事施工及び総合試運転等に要する電力、用水等の基本料金</p> <p>7) 技術管理費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 掘付けにおける品質管理のための試験及び資料作成等に要する費用</p>	<p align="center">II 下水道事業における電気設備請負工事工事費積算基準の運用 123</p> <p>ア 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬（トラッククレーン油圧式60 t以下を除く。）</p> <p>イ 仮設材等（覆工板等）の運搬</p> <p>ウ その他、工事施工上必要な運搬等に要する費用</p> <p>3) 準備費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用</p> <p>イ 完成時の清掃及び後片付け費用</p> <p>ウ 工事現場全体の整理及び清掃費用</p> <p>② 積み上げ積算による準備費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等に要する費用</p> <p>イ 工事施工に伴い発生する建設廃棄物等の運搬及び処分要する費用</p> <p>ウ その他、工事施工上必要な準備等に要する費用</p> <p>4) 事業損失防止施設費</p> <p>① 事業損失防止施設費として積み上げ積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮施設の設置、解体及び当該仮施設の維持管理等に要する費用</p> <p>イ 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用</p> <p>5) 安全費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</p> <p>イ 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>ウ 安全用品等の費用</p> <p>エ 安全委員会等に要する費用</p> <p>オ 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設等の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</p> <p>カ 酸素欠乏症等の予防に要する費用</p> <p>② 積み上げ積算による安全費は、次のとおりとする。</p> <p>イ 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</p> <p>ウ 夜間作業を行う場合における照明に要する費用</p> <p>エ 河川、海岸工事等における救命艇に要する費用</p> <p>オ 粉じん作業の予防に要する費用</p> <p>カ バリケード、転落防止柵、照明、工事標識等のイメージアップに要する費用</p> <p>キ その他、工事施工上必要な安全等に要する費用</p> <p>6) 役務費</p> <p>① 役務費として積み上げ積算する内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事施工上必要な土地の借上げ等に要する費用</p> <p>イ 工事施工及び総合試運転等に要する電力、用水等の基本料金</p> <p>7) 技術管理費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。</p> <p>ア 掘付けにおける品質管理のための試験及び資料作成等に要する費用</p>
	645	645

削除

